

会議録

令和6年第3回更別村議会定例会

第3日（令和6年9月17日）

◎議事日程（第3日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
第 2 認定第 1号 令和5年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
第 3 認定第 2号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
第 4 認定第 3号 令和5年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 5 認定第 4号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 6 認定第 5号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 7 認定第 6号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	宝輪祐子	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	総務課参事	小寺誠
企画政策課長	本内秀明	企画政策課参事	今野雅裕
産業課長	高橋祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥
建設水道課長	石川亮	保健福祉課長	新関保
子育て応援課長	酒井智寛	診療所事務長	岡田昌展
教育委員会 教育次長	伊東秀行	学校給食 センター所長	小林浩二
農業委員会 事務局長	川上祐明		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤敬貴
書記 山角竹志

書記 村田弘治

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、斎藤さん、4番、尾立さんを指名いたします。
それでは、会議を始めます。

◎日程第2 認定第1号ないし日程第7 認定第6号

- 議 長 この際、関連がありますので、日程第2、認定第1号 令和5年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第7、認定第6号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号 令和5年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

12日に引き続き審議を続けます。

154ページ、国民健康保険特別会計診療施設勘定について補足説明を求めます。

岡田診療所事務長。

- 診療所事務長 それでは、診療施設勘定の決算について補足説明をさせていただきます。
歳出からご説明申し上げます。決算書の162、163ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算現額4億8,227万9,000円、支出済額4億8,027万655円で、不用額は200万8,345円となっています。節10需用費の不用額114万980円の主なものは備考欄(1)、診療施設維持管理経費、節10需用費の燃料費で52万6,273円、光熱水費で26万4,884円、修繕費で32万326円の執行残、節12委託料の不用額46万7,982円の主なものは備考欄(4)、総務一般事務経費、節12委託料の医療業務委託料で42万3,378円の執行残が生じたことによるものです。備考欄を御覧ください。(1)、診療施設維持管理経費は、診療所施設の維持に係る消耗品費、重油などの燃料費、光熱水費、備品や施設の修繕費、

施設機器の保守管理、点検委託料、清掃業務委託料、施設管理用備品購入費などで、支出済額は1,834万6,472円です。(2)、村有建物維持管理経費は、医師住宅に係る修繕費、保険料などで、支出済額は16万6,946円です。(3)、総務管理経費は、職員11名分の人件費で、支出済額は8,971万9,410円です。(4)、総務一般事務経費は、パートタイム会計年度任用職員人件費、事務用消耗品費、通信費、医療業務委託料、消費税申告業務委託料、医療業務用システム使用料、各種負担金、また、令和4年度分の消費税支払いに係る公課費などで、支出済額は1億2,444万983円です。164、165ページをお開きください。(5)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、事務職員2名、看護補助員8名分の人件費で、支出済額は6,060万6,744円です。(6)診療施設改修事業は、増改修工事に係る委託料及び工事請負費で、スプリンクラー設置工事第1期分も含まれており、支出済額は1億8,699万100円です。

目2車両管理費は、公用車の維持管理経費で、予算現額42万4,000円、支出済額35万6,265円、不用額は6万7,735円となっています。備考欄(1)、公用車維持管理経費は、公用車の維持管理経費です。

次に、款2医業費、項1医業費、目1医療用消耗器材費は、予算現額761万5,000円、支出済額756万4,231円、不用額は5万769円となっています。備考欄(1)、医療用資材購入経費は、医療全般に係る各種器具、衛生材料や入院患者用酸素等に係る経費です。

目2医薬品衛生材料費は、予算現額1,020万、支出済額1,008万9,100円で、不用額は11万900円となっています。備考欄(1)、医薬品購入経費は、医療用薬品、予防接種用ワクチンの購入費です。

目3医療管理費は、予算現額1,051万7,676円、支出済額1,024万31円で、不用額は27万7,645円となっています。備考欄(1)、医療管理事業経費は、医療用備品の修繕費、医療設備の保守点検委託料、検査委託料が主なもので、支出済額は587万5,506円です。(2)、医療機器借上経費は、睡眠時無呼吸症候群の治療器、在宅酸素供給装置の借り上げに係る経費で、支出済額は436万4,525円です。

166、167ページをお開きください。目4寝具費は、予算現額71万1,324円、支出済額71万1,324円、不用額はゼロ円です。備考欄(1)、入院資材等借上経費は、入院患者の寝具、病衣の借り上げ料です。

目5医療用機械器具費は、予算現額1,138万2,000円、支出済額は1,104万480円、不用額は34万1,520円です。節17備品購入費の不用額34万1,220円の主なものは、備考欄(1)、医療機器等整備事業、節17備品購入費のうち、増築に伴い必要となった診察デスクなどの購入費用に執行残が生じたことによるものです。備考欄(1)、医療機器等整備事業は、医療用備品の購入費及びオンライン資格確認システム導入に係る役務費及び委託料です。また、令和5年度は、画像診断ワークステーション2台、自動血球計数CRP測定装置、スパイロメーターなどを購入し、そのほか、増改修工事に伴い必要となった診察デスクや椅子などの各種備品も購入しています。

項2 給食費、目1 給食費は、予算現額246万8,000円、支出済額237万1,566円、不用額は9万6,434円となっています。備考欄(1)、給食事業費は、入院患者の給食提供に係る消耗品費、業務委託料の経費です。令和5年度の食数は4,631食でありました。

款3 公債費、項1 公債費は、予算現額1,732万8,000円、支出済額1,732万6,915円、不用額1,085円となっています。医療用備品の購入費、医療業務委託料に係る償還元金及び利子です。

款4 予備費の執行はありませんので、そのまま不用額となっています。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。決算書の154、155ページをお開きください。なお、入院、外来件数の推移につきましては決算資料21ページをご参照ください。款1 診療収入、項1 入院収入は、予算現額3,104万9,000円、収入済額は3,479万7,324円です。入院につきましては、昨年度の年間延べ人数は2,302人、前年度比較167人の増となっています。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料は、予算現額40万4,000円、収入済額は38万8,764円です。入院患者の電気器具使用料、訪問患者の自動車使用料などでございます。

項2 手数料、目1 手数料は、予算現額7万3,000円、収入済額は6万2,000円で、医療事務取扱手数料です。

目2 文書料は、予算現額75万9,000円、収入済額は81万3,400円で、各種診断書料です。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 施設整備費補助金は、予算現額1,375万円、収入済額は同額です。スプリンクラー設置工事第1期分、自動血球計数CRP測定装置及びスパイロメーターの更新に係る補助金です。

目2 医療提供体制設備整備交付金は、予算現額32万1,000円、収入済額は同額です。オンライン資格確認設備整備に係る補助金です。

款4 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は、予算現額38万9,000円、収入済額は38万9,520円で、医師住宅貸付収入です。

158、159ページをお開きください。款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、予算現額1億7,759万1,000円、収入済額は1億6,446万1,915円です。公債費分については、医療用備品の購入費、医療業務委託料に係るものでございます。一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療施設勘定の収支の均衡を図るための一般会計からの繰入金です。

項2 事業勘定繰入金、目1 事業勘定繰入金は、予算現額6,172万5,000円、収入済額は同額です。診療施設の運営費及び施設整備費について国から調整交付金が国保会計に交付され、国保事業勘定会計から診療施設勘定に繰り入れるものです。令和5年度は、例年、交付されるべき地診療所運営費分のほか、増改修工事に係る施設整備事業分も併せて交付されています。

款6 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、予算現額10万円、収入済額は10万253円です。前年度繰越金でございます。

款7諸収入、項1雑入、目1雑入は、予算現額91万5,000円、収入済額は99万4,648円です。医療保険の対象とならない自費衛生材料等収入などが主な内容でございます。

款8村債、160、161ページをお開きください。項1村債、目1過疎対策事業債は、予算現額6,650万円、収入済額は同額です。増改修工事、スプリンクラー設置工事及びカルノコアパソコン、診察デスク、電動診察台、電子カルテ用デスクトップ購入に係る借入れです。

款9道支出金、項1道補助金、目1総務費補助金は、予算現額3,008万2,000円、収入済額は3,008万2,400円です。医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金、医療・介護・障がい施設等食材料費支援金及び増改修工事に係る地域づくり総合交付金です。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

168ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5億4,007万882円、歳出総額5億3,997万567円、歳入歳出差引額10万315円、実質収支額10万315円とするものでございます。

以上、診療施設勘定の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 163ページです。款1総務費、目1一般管理費の備考欄の下から2番目にある節12委託料、これ、家庭医療学センターへの委託料なのですが、この年から眼科的な機能を取り入れた取組をするということで当初予算のときに概算で500回、予算金で334万円というふうに聞いていたのですが、この辺の決算時の内訳を補足説明いただければと思います。

○議 長 答弁調整のため、しばし休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長 眼科領域の検査に伴う業務委託料でございますが、令和5年度の実績が39件、委託料の金額につきましては17万2,374円となっております。

以上でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今の答弁なのですが、39件というのは眼科で利用したのが39件分、39回分ということよろしいのでしょうか。この概算では500回ということになっているのと、決算はそれで17万円だったということで、ごめんなさい、ちょっと聞き取りにくかったので、改めて答弁をお願いします。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 5年度の実績ですけれども、延べの件数で39回、金額につきましても、年額、総支出額が17万2,374円となっています。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 これ、当初の予算よりも大分少なくなっているのですけれども、この辺の需要とかどのように考えて、今後、どうしていかなければいけないのか、何がこのようになった要因なのかということも併せて説明いただきたいのが1つと、あと歳入の診療収入にも関わることなのですけれども、令和5年度11%減です。こことも何か兼ね合いがあるのか、それとも、また、ほかの要因があるのかということも併せてご答弁いただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 答弁調整のため、少し休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開

○議 長 会議を再開いたします。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長 すみません。まず、眼科領域の検査の件数なのですけれども、当初、診療所にかかられている患者さんの数、眼科の検査が必要と思われる患者さんの数から算出をしております。そこで、500件というような形で積算をさせていただいております。実際、事業を運用していく中で、もう既に、帯広の病院にかかられている患者さんですとか、そういった方々がいらっしやいまして、当初の予想よりは大幅に件数は減少してしまったということがございます。ちょっと過大な見積りになってしまいまして申し訳ございませんでした。

あと、外来収入の11%の収入減のほうの部分でございますが、外来の患者数は増加しているのですけれども、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更されたことに伴いまして、救急医療管理加算ですとか院内トリアージ実施料などの加算点数が大幅に縮小されたことが11%減の主な要因となっております。

以上でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 概算の500回よりは大幅減ったよということなのですけれども、では、この辺、令和5年度の予算のときには需要で糖尿病とか緑内障、白内障、帯広まで行くのがすごく大変だよという人が多いから眼科が必要なのですよという話を聞いているのです。その中で、なぜではこの需要はないのかと。帯広に行っていると。では、それ最初に言っていた当初のことと違うのではないのかなと思うのがあるのですけれども、でも、少ないのはこれ現実なので、では、この後どうやって更別で診療できる中での眼科の需要を増や

していくかということをごどのように捉えているのか、その辺も、来年度の予算組みに関してどのような考えを持って、今回、決算を行ったのかということもご答弁願いたいと思います。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 当初の予定よりは少ない件数にとどまっていることは事実でございます。通院が困難となっている患者さんのフォローアップということで始めた検査でございます。今後は、各種広報紙等で周知はもちろんですが、先生とも少し協議をした中で件数の増可能かどうか、この辺も含めて、一回、話をさせていただきまして診療件数増につながるような取組ができればと考えております。

以上でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 通院困難な人に積極的にもっと声かけしなければいけないと思うのです。更別でやっていないからと思って帯広に行っている可能性もありますし、そんなことがあってはならないということで、やはり、その対策は早急に打ってほしいということを意見として申し上げておきたいと思えます。

あと、ほかに、先生方からも聞いて積極的な対策、せっかく眼科つくったのですから、それなりの需要があるからつくったわけですね、令和5年から。なので、それに見合った対策、需要もあって、少しずつでもいいから伸びてくるような対策をしていってほしいと思えます。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今、太田議員さんおっしゃったこと、もつともです。やっぱり、通えないからそういうふうな形で眼科を設置したわけですし、ただ、話合いの途中では、機器の整備と、それとオンラインで札幌まで飛んでいるわけですから、なかなか通院できない人に対してというような話だったのですけれども、ただ、私も現場とちょっと話をしたことあるのですけれども、自分側から検査してほしいという形ではなかなかできないということで、僕たちがというか、お医者さんたちが判断をして、あなたは必要ですよというような形で指定をされた人が眼科の検診をしているというようなこともお聞きしていますので、その部分であるとお医者さんのどうしても必要性とか、あるいは、通院だと、帯広の、全く更別に来ないで行くということもありますけれども、原点はそこにありますので、お医者さんの指示とか、更別でそろえましたので、更別でできるようなものに関しては、検査できるものについては積極的にしていく、なおかつ、議員さんおっしゃるとおり、周知とかいろいろな形で足りないというふうなことも思いますので、しっかりと広報等、医療関係等で眼科の第1次検診、検診ということではないですけれども、調べることはできますよというようなことで、今後、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 若干、関連するのですが、166ページ、167ページ、医療器具等の関係の整備の関係なのですが、ちょっと早口で何と何を用意したか聞き取れはしなかったのですが、それは後から聞くとして、今の眼科の関係も含めて補助金等、さらに過疎債と、今回も機械器具で260万円使っているわけで、それで医療ですから、いつも進化をしていくので、様々な機材は絶対必要なのだろうとは十分分かるのですが、その割には収入が減っているよと、なかなか来てもらえないよと。だから、何をもって機械器具の整備をしているのか、その辺がちょっとよく見えないなど。確かに医療は進歩していますから、その都度、その都度どうしても必要なものが出てくるのは、十分これは理解しています。ただ、毎年毎年、過疎債も使いながら、補助金を探しながら、医療センターの先生方がこういうのが必要だよというのを聞いて準備していくというのは、もうちょっと精査が必要なのではないのかなと。その見合った成果が診療所の事業に反映されていないような気がするわけで、もうちょっとその辺が我々に、これは医療の世界ですから、専門の分野ですから、我々に見えないのは当たり前なのですが、我々にはその成果は感じ取れないところがあるので、その辺も含めてどのような決算と、あと器材の購入と、そういう部分の見合わせながらの状況判断をこの決算に向かってしてきたかというところがお話しいただければありがたいなというふうに思います。

○議 長 答弁調整のため、少し休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時36分 再開

○議 長 会議を再開いたします。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長 医療機器等の整備事業につきましては、繰り返しになりますが、令和5年度は画像診断ワークステーション2台、自動血球計数CRP測定装置、スパイロメーターなどを購入しておりますが、令和5年度につきましては、増改修工事がありましたので、その増改修工事で診察室が1室増える、これに伴いまして準備した新規の備品が各種ございます。備品購入の基本的な考え方でございますが、医療機器のまず耐用年数、こちらを基準にしてございます。医療機器につきましては、比較的耐用年数が短くて、5年というスパンの更新が結構多くて、そういったまず基準を基にしてございます。耐用年数を超えますと、その後の修繕等が、部品がないですとかで修繕が利かなくなるというおそれがございますので、まずは、そこを基準にしているということです。その基準に加えて更新が必要と思われる器具につきましては、先生方と十分相談しながら購入するかどうかというのを最終的には決定してございます。

以上でございます。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 今回の説明である程度は理解はしました。新規の部分は増設した部分に設置するよと、あとは、耐用年数の問題もあるので、毎年、常々更新していくよというようなお話なので、眼科は新たに設置したので、眼科は整備しましたよと。新たにそういう、今まで設置していなかった新規のものというのは、そういうものは購入する、先生方の要望とか、センターと、あと、医療の今の状況というか、そういうのも見極めた中で今までなかったような新規なものというものも購入はするのでしょうか。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 基本備品は更新が主なものになるのかなと考えてございますが、今後、新たな領域での検査ですとか、そういうものが始まった場合には、新たな機器購入の検討は先生方のご意見を聞きながら購入するかどうか判断をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 いきたいということですね。必要なものについては、それは、もちろん準備していかなければ診療に影響が出てくるわけですから、もちろんそうだと思います。

あとは訪問診療等も含めて、そちらのほうも様々な、器材等も含めて購入しているとは思いますが、場所的には更別、中札内地区ということで両方の村を共有している部分もありますので、その辺、中札内村との話合いといいますか、その辺は医療学センターが一本で両方やっていますので、それはそれで構わないのかもしれないけれども、やっぱり更別の先生方も行くわけですし、その辺の流れといいますか、その辺の両村の調整というのか、その辺はきっちりとできているのか、その辺も説明いただけるとありがたいです。

○議 長 休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時47分 再開

○議 長 会議を再開いたします。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長 訪問診療についてなのですが、ご指摘のとおり更別村の患者さん、中札内村の患者さん、こちら両方の患者さん、更別の診療所で訪問診療受けてございます。ただ、これらの診療につきましては、全て、更別村のほうに診療収入ということで入ってくるものでございます。器械整備を更別村でした中で、その器械を更別の患者さん、中札内の患者さんというこの分けは、診療所に入ることと特に大きな問題はないのかなという考えではあります。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 確かに、収入は更別村に入ってくるということで、今、中札内のほうも

今年度も結構新しく先生が配置されて大分行くようにもなりましたし、その辺の両村の関わり方というのが、相当、いろいろと複雑で難しい部分がちょっとあるのかなという部分がありますので、全てを事務長が理解しないと行かないというわけではありませんが、もう少し医療学センターとの綿密な調整というか、そういうものをしていかないと、更別村の診療所で、これだけ長く一生懸命頑張っていたいただいて、継続してもらうためにはもちろん下手に出ることもあるでしょう。それでも、どうしても必要な医療ですから、これは継続しなければならぬ部分もありますが、毎年毎年、ある程度の予算もどんどん上がっていきわけですし、いろんなことが予算がかかってくるわけですから、その辺の精査の仕方というのかな、そういう部分も含めてふだんから先生方と接している診療所の事務長として、もう少し、密にいろんな打合せをしていただく機会を持っていただいて、それを村側に上げていただいて、皆さんで判断して予算づけしていくということも重要なのかなと。あまりにも言われたまんまに何か設置しているような、準備しているような、そのようなイメージがどうしても強くて、もちろん耐用年数等の、更新というのも十分分かりますし、ただ、先ほどの眼科の関係も、オンラインの関係もありましたから、それは、デジタルの関係もあっての眼科もありましたので、それはそれとして、それでもなかなか進まないような医療という部分も含めると、やっぱり、もうちょっと密な連携を必要なのでないかなというふうに思いますので、ぜひ、今後はしっかりとした予算組みと決算というような進み具合をできるように、そして、村民に迷惑のかからないようにというところを重要視しながら精査してくれたほうがよろしいのかなと。毎年、やっぱり予算が上がっていきますので、過疎債にしても補助金にしても、毎回使えるかどうかということもありますので、その辺もちゃんと踏まえた中での予算組みというものをしっかりとさせていただきたいなというふうに思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 診療所の現場といたしましては、先生方と事務局のほうで打合せをしながら、必要な備品であるとか、そういったものについては打合せをしながら、先生方の要望を踏まえて財政当局のほうに要望というか、そういうのを予算として上げるということになります。その際、予算としてはそれを必要性を見ながら、どういったものが必要なのか、耐用年数、そういったものを踏まえながら財政当局としては判断しているというところでございます。ですので、先生方が言われることを全て100%通しているかということ、その時々状況に応じて判断しておりますので、そこは、ご理解いただければと思います。

また、家庭医療学センターとの委託料の関係につきましては、年に数度、センターとの打合せを行っております。ほかの町村、センターとの委託しているところとかも集まって、状況を踏まえながら、委託料についてこちらから、村側からの要望等も伝えながら委託料の中身については精査しているところでございます。なかなか年々、委託料上がってはきております。ただ、そうはいつでも、それを丸々こちらのほうとしても認めるということ、なかなか財政的にも厳しいものもありますので、中は精査していければなというふうには

考えています。ただ、一方で、村民の方の健康を診ている診療所になりますので、必要な部分についてはどうしても認めざるを得ないところもありますので、その辺はご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 同じ家庭医療学センターの委託費の中で理学療法士、作業療法士1名ずつ村の診療所に携わっていただいているのですけれども、まず、その実績と費用対効果を補足説明願います。

○議 長 この際、午前11時5分まで休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長 まず、令和5年度の通所リハと訪問リハの実績でございますが、こちら237件でございます。作業療法士のほかに理学療法士の先生1人増えたことによる費用対効果ですけれども、なかなか難しいものがございますが、1人増えたことによって訪問ですとかがしやすくなって、今、それだけ住民の方に広く診療を行える体制になったのかなということが1つ挙げられると思います。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 237回ということなのですからけれども、理学何回、作業何回とか、そのような詳細は分からないですか。その辺、中身知りたかったのですけれども、ここで何が言いたいということなのです。理学療法士も作業療法士も、もともとは作業しかいなかったもので、近年、それが理学療法士も増えて理学でできる、ちょっとマッサージ入れながらというのと作業的にどのような段階でどのようなことをしていったら効率的にリハビリというか、生活ができるかというところの部類が全然違うと思うのです。その中で、理学も採用した。よく村民の声から聞こえるのが違う帯広の病院で入院していて理学療法士の先生が診てくれて、いろいろこうやって触ってくれてやっていたのだけれども、更別に紹介状して変わってきたら作業療法士の先生しか診てくれないのだと。あれ、理学療法士の先生いるはずですけどもねという話をしても、どうしてもその患者さん本人が理学療法士の先生はということ、私はそこで理学療法士の先生の治療を受けていたのに、どうして更別は作業なのですかということも聞いても、何か作業療法士の先生しかついてくれないということもちょっとお聞きしたりもしたので、全てが全てそんなふうになっているとも思わないですし、そんな疑いはないのですけれども、やはり、積極的に理学療法士の先

生、作業療法士の先生ということをお患者さんが不満のないようにやっていただきたいということを、今、この場でお伝えしておきたい。

先ほど同僚議員からもありましたけれども、その辺も含めて家庭医療学センターとの連携というもの、事務長からの答弁の中でもちょっと連携不足が否めないところあるのではないかなとか、精査の仕方、中札内との関わり、デジタルとの構築の仕方、その辺もちょっと疑問視するところがありますので、ぜひ、その辺は家庭医療学センターとの話し合いしつかり進めてやっていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 まず、最初の議員からのお話のありました作業療法士、理学療法士のその件につきましては、現場のほうで確認させていただければと思います。

また、繰り返しの答弁になるかもしれませんが、センターとの関係につきましては、年に数度、村長のほうからも打合せをしております、その中で村側の要望についても伝えておりますので、その辺委託料等がどういうふうになっていくのかとか、また、この状況で値上がりはしていくのかなとは思いますが、ただ、そうはいつでも村民の健康をつかさどるところでありますので、その辺を踏まえながらセンターのほうとは打合せさせていただくということになります。

また、地域連携とデジタルにつきましても、今、すみません、過渡期のようなところになっておりますので、地域連携をやることによって委託料の下げること可能なのかなとは思いますが、また、デジタルを活用することによって村側が負担する部分についても、今後、削減を目指しているというところでもありますので、その辺、またこちらのほうとしても検討させていただいて、議会のほうに予算等で反映させていただければなというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 ほか、ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で国民健康保険特別会計診療施設勘定の質疑を終了いたします。

次に、171ページ、後期高齢者医療事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 令和5年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

初めに、別冊の令和5年度各会計決算資料22ページに後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表及び後期高齢者保険料の収入状況を添付してありますので、後ほど御覧ください。

それでは、歳出からご説明いたします。175、176ページをお開きください。款1総務費、

予算現額53万9,000円、支出済額53万7,505円、不用額1,495円です。

目1 一般管理費、支出済額32万6,415円、不用額585円で、この会計におきます一般事務経費の支出となっております。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費、支出済額21万1,090円、不用額910円で、後期高齢者保険料の賦課に係る経費の支出となります。

目2 滞納処分費は、実績がなかったため、全額補正予算で減額しております。

款2 項1 目1 後期高齢者医療広域連合納付金は、予算額5,935万5,000円、支出済額5,902万1,593円、不用額33万3,407円で、療養給付費に係る負担金と事務費負担金となっております。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金は、支出済額1,300円、不用額24万8,700円です。

款4 予備費は、予算現額50万円で、支出はありませんでした。

以上で歳出の補足説明を終わります。

次に、歳入の補足説明をいたします。171、172ページお開きください。款1 後期高齢者医療保険料は、予算現額4,526万2,000円、収入済額4,537万5,300円です。

項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料、節1 現年度分は、収入済額1,584万4,900円です。

目2 普通徴収保険料、節1 現年度分は、収入済額2,953万400円で、徴収率は100%となります。

款2 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、予算現額1,504万7,000円、収入済額1,454万5,498円です。節1 保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に対する補填分となります。節2 その他一般会計繰入金、事務費対象分、予備費分に対する補填となります。

款3 項1 目1 繰越金は、予算現額8万2,000円、収入済額8万2,810円です。

款4 諸収入は、予算現額25万3,000円で、収入はありませんでした。

以上で歳入の補足説明を終わります。

次に、177ページお開きください。実質収支に関する調書になります。1、歳入総額6,000万3,608円、2、歳出総額5,956万398円、3、歳入歳出差引額44万3,210円、5、実質収支額は同額となります。

以上で後期高齢者医療事業特別会計決算の補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 以上で後期高齢者医療事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、180ページ、介護保険事業特別会計について事業勘定及びサービス事業勘定の質疑に入ります。

補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、令和5年度介護保険事業特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

別冊の令和5年度各会計決算資料23ページには介護保険事業特別会計事業勘定決算構成表、介護保険事業特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算構成表、それから24ページには介護保険事業の状況を添付しておりますので、後ほどご参照ください。

初めに、歳出の補足説明をいたします。188、189ページをお開きください。款1総務費は、予算現額538万6,000円、支出済額503万3,646円、不用額35万2,354円です。

項1総務管理費、目1一般管理費は、この会計における事務経費で、支出済額88万1,138円、不用額27万4,862円です。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、支出済額13万3,206円、不用額4,794円です。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費は、介護認定調査に係る経費で、支出済額78万6,868円、不用額は7万2,132円で、主に認定調査票の印刷費、主治医意見書取扱手数料となります。

目2認定審査会共同設置負担金は、支出済額323万2,434円で、不用額は566円です。

款2保険給付費は、予算現額3億4,591万3,000円です。支出済額は3億4,018万3,207円、不用額572万9,793円になります。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、支出済額3億254万2,303円、不用額339万1,020円です。主に審査支払手数料、介護給付費を支出しております。不用額は、主に法定居宅サービス給付費、福祉用具購入給付費、住宅改修給付費、地域密着型居宅介護サービス給付費、地域密着型施設介護サービス給付費の執行残によるものです。

項2目1介護予防サービス等諸費は、支出済額1,378万9,147円、不用額158万2,853円で、介護予防給付費を支出しております。

190、191ページをお開きください。項3目1高額介護サービス費は、支出済額785万3,132円、不用額5万8,868円です。所得により変動がありますが、利用者負担の上限額が決められておりまして、その上限額以上が高額介護サービス費として支給されております。

項4目1高額医療合算介護サービス費は、支出済額97万3,028円、不用額22万2,649円です。介護保険と医療保険の両制度の上限額を適用した後に世帯内で1年間の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に支給されるものとなります。

項5目1特定入所者介護サービス費は、支出済額1,502万5,597円、不用額47万4,403円です。所得の低い要介護者の負担軽減のための居室料及び食費の軽減のために給付されるものとなります。

款3地域支援事業費は、予算現額5,386万6,000円、支出済額5,302万8,644円、不用額83万7,356円です。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、

支出済額756万5,183円、不用額40万6,817円です。介護予防・生活支援サービス事業費や介護予防ケアマネジメント事業費に係る支出となります。

目2 一般介護予防事業費は、支出済額595万4,554円、不用額3万4,446円です。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 総合相談事業費は、支出済額3万1,056円、不用額4万4,944円、地域包括支援センターの事務費となります。

目2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、支出済額2,477万3,866円、不用額2万6,134円です。備考欄(1)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は社会福祉協議会から包括支援センターへ派遣されております社会福祉士の負担金、備考欄(2)、フルタイム会計年度任用職員給与等はフルタイム会計年度任用職員の人件費、それから次のページになりますが、備考欄(3)、職員等人件費は保健師の人件費となります。

引き続き192、193ページですが、目3 任意事業費は、支出済額437万1,131円、不用額8万3,869円です。備考欄(1)、家族介護支援事業は、家族介護慰労金を5名の方に給付しております。備考欄(2)、任意事業は、シルバーハウジングの管理業務委託料が主なものとなります。

目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、支出済額423万4,534円、不用額20万4,466円です。在宅医療、介護連携コーディネーター業務委託料など、在宅医療・介護連携推進事業に係る支出となります。

目5 生活支援体制整備事業費は、支出済額546万5,000円、不用額はありません。住民ささえ愛の仕組みづくりを進めるための事業となります。

目6 認知症総合支援事業費は、支出済額63万3,320円、不用額3万6,680円です。認知症について気軽に話し合う場となる介護カフェを開催しております。

款4 項1 目1 基金積立金は、予算現額241万3,000円、支出済額241万2,713円、不用額287円です。備考欄(1)、事業基金積立金は、積み増し分で241万2,000円、利息分で713円を積立てしております。

194、195ページをお開きください。款5 諸支出金、項1 過年度過誤納還付金、目1 過年度過誤納還付金は、予算現額390万5,000円、支出済額390万4,359円、不用額641円です。前年度分の介護給付費等の精算に係る還付金を支出しております。

款6 予備費は、予算現額100万円で、予備費充当はありませんでしたので、全額が不用額となります。

引き続き、歳入の補足説明を行います。180ページ、181ページをお開きください。款1 介護保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料、予算現額6,907万円、収入済額6,968万9,100円です。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 介護予防事業手数料は、介護予防事業に係る生活援助員派遣手数料で、予算現額13万6,000円、収入済額は14万5,500円です。

款3 国庫支出金は、予算現額1億1,516万8,000円、収入済額1億1,523万1,146円です。

項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は、収入済額6,651万7,386円で、介護給付費に

係る国のルール分の収入となります。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、収入済額2,803万7,000円で、国のルール分として介護給付費、介護予防給付費の5%を基準として交付されております。

目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、収入済額432万800円です。歳出の款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されたものとなります。

目3 地域支援事業交付金（その他事業）は、収入済額1,474万3,960円で、歳出の款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費に交付されたものになります。

目4 保険者機能強化推進交付金は、収入済額54万円で、歳出の款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されたものです。

目5 介護保険保険者努力支援交付金は、収入済額67万2,000円で、介護予防、軽減、悪化の防止に関する取組に対して交付されたものになります。

182、183ページをお開きください。目6 事業費補助金は、収入済額40万円で、介護保険システム改修に伴い交付されたものとなります。

款4 支払基金交付金は、予算現額9,718万5,000円、収入済額9,718万5,556円です。

項1 目1 介護給付費交付金は、2号被保険者に係る各保険者負担金で、収入済額は9,367万6,340円です。

目2 地域支援事業交付金は、収入済額350万9,216円で、歳出の款3、地域支援事業実施に係る交付金です。

款5 道支出金は、予算現額5,550万6,000円、収入済額5,550万4,529円です。

項1 道負担金、目1 介護給付費負担金は、介護給付費に対する北海道のルール分の負担で、収入済額は4,619万4,550円です。

項2 道補助金、目1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、収入済額193万8,000円で、歳出の款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費の道負担となります。

目2 地域支援事業交付金（その他事業）は、収入済額737万1,979円で、歳出の款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費に対する道負担分となります。

款6 財産収入は、予算現額1,000円、収入済額713円で、介護保険事業基金積立金の預金利子となります。

184、185ページをお開きください。款7 繰入金は、予算現額7,089万円、収入済額6,672万9,666円です。

項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金は、収入済額4,252万2,901円で、介護給付に係る村負担分を一般会計から繰入れをするものです。

目2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、収入済額163万7,692円で、介護予防・日常生活支援総合事業に関する村負担分です。

目3 地域支援事業繰入金（その他事業）は、収入済額731万6,692円で、包括的支援事業・

任意事業分と地域支援事業分の村負担分のルール分として繰入れをしております。

目4 低所得者保険料軽減繰入金は、収入済額357万1,800円です。

目5 その他一般会計繰入金は、収入済額474万7,646円で、事務費分と各種事業分を繰入れしております。

項2 目1 基金繰入金は、収入済額484万2,935円です。

項3 他会計繰入金、目1 介護保険サービス事業勘定繰入金、収入済額209万円は、介護保険事業サービス事業勘定の余剰金を繰り入れたものとなります。

款8 繰越金は、予算現額412万3,000円、収入済額412万3,746円となります。

款9 諸収入は、予算現額40万4,000円、収入済額41万8,200円です。

目1 延滞金は、調定額がありませんでした。

186、187ページ、項2 目1 雑入、収入済額41万8,200円で、主に介護予防事業利用者負担金となります。

以上で歳入の補足説明を終わります。

次に、196ページになります。実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額4億902万8,156円、2、歳出総額4億456万2,569円、3、歳入歳出差引額446万5,587円、5、実質収支額、同額となります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定の決算の補足説明とさせていただきます。

引き続きまして介護保険サービス事業勘定の補足説明をいたします。

初めに、歳出の補足説明となります。201、202ページをお開きください。款1 事業費は、予算現額33万円、支出済額11万5,989円、不用額21万4,011円です。

項1 目1 居宅介護サービス事業費は、支出済額1万3,629円、不用額11万1,371円です。備考欄(1)、包括的支援等事業は、この会計における包括支援センターの事務経費の支出となります。

目2 介護予防サービス等事業費は、支出済額10万2,360円で、不用額10万2,640円です。備考欄(1)、介護予防事業は、要支援1、2の高齢者を対象にした予防計画策定の社会福祉協議会への委託分となります。

款2 諸支出金は、予算現額209万円、支出済額も同額です。この会計の余剰金を介護保険事業特別会計事業勘定へ繰り出しております。

以上で歳出の補足説明を終わります。

続きまして、歳入の補足説明となります。199、200ページをお開きください。款1 サービス収入、項1 予防給付費収入、目1 介護予防サービス計画費収入は、予算現額223万1,000円、収入済額222万5,760円です。包括支援センターが介護予防支援事業所の指定を受け、予防計画策定費として介護報酬を収入としているものとなります。

款2 繰越金は、予算現額18万8,000円、収入済額18万8,098円で、前年度からの繰越金です。

款3 諸収入は、予算現額1,000円で、収入実績はありませんでした。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、203ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額241万3,858円、2、歳出総額220万5,989円、3、歳入歳出差引額20万7,869円、5、実質収支額は同額となります。

以上で介護保険事業特別会計サービス事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 以上で介護保険事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、別冊になります。簡易水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、認定第5号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について補足説明をさせていただきます。

本会計につきましては、公営企業会計の適用に伴い、地方公営企業法に基づく決算書類と決算附属書類による構成となっております。なお、消費税につきましては、1ページから2ページの決算報告書は税込み方式により、その他の財務諸表などは税抜き方式により作成をしております。

それでは、決算書の1ページをお開きください。1、令和5年度更別村簡易水道事業決算報告書、(1)、収益的収入及び支出は、事業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用でございます。収入の第1款簡易水道事業収益の決算額は1億5,478万5,959円、第1項営業収益の決算額は7,936万2,848円、第2項営業外収益の決算額は6,994万3,462円、第3項特別利益の決算額は547万9,649円となっております。次に、支出の第1款簡易水道事業費用の決算額は1億5,270万3,105円、第1項営業費用の決算額は1億4,365万4,587円、第2項営業外費用の決算額は280万7,616円、第3項特別損失の決算額は624万902円、第4項予備費の支出はございません。

次に、2ページをお開きください。(2)、資本的収入及び支出は、主に事業を継続して維持するための建設改良費等とそれに対応する収入を計上しております。収入の第1款簡易水道事業資本的収入の決算額は9,894万円、第1項負担金の決算額は1,124万円、第2項企業債の決算額は8,770万円となっております。次に、支出の第1款簡易水道事業資本的支出の決算額は1億4,830万439円、第1項建設改良費の決算額は8,903万5,005円、第2項企業債償還金の決算額は5,926万5,434円となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。2、財務諸表、(1)、令和5年度更別村簡易水道事業損益計算書でございます。1、営業収益は、水道使用料、給水工事手数料などで7,216万5,780円。2、営業費用の(1)、原水及び浄水費は主に中札内村との共同施設に係る維持管理負担金や十勝中部広域水道企業団への受水負担金など、(2)、配水及び給水費は水

道メーターの購入や取替え工事に係る費用のほか、水道施設の保守点検に係る委託料など、
(3)、総係費は職員の人件費や水道メーターの検針業務に係る委託料など、(4)、減価償却費は有形固定資産の減価償却費となっており、1億3,860万8,229円、差引きの営業利益は6,644万2,449円の損失となっております。3、営業外収益は、事業者への支援として実施しました事業用、営農用、酪農用の基本料金免除に係る一般会計からの繰入金のほか、現金の収入が伴わない長期前受金戻入などで6,968万6,382円。4、営業外費用は、企業債の支払利息や特定収入分の消費税を雑支出として計上したものなどで256万4,803円、営業外収益と営業外費用の差引き6,712万1,579円に営業利益を加減しました経常利益は67万9,130円となっております。5、特別利益は、主に除却した固定資産に対する補助金等を収益化したもので547万9,788円。6、特別損失は、固定資産の除却によるもののほか、勘定科目からの振替などで1,231万6,532円、差引き683万6,744円の損失となっております。経常利益に特別利益及び特別損失を加減しました当年度純利益につきましては615万7,614円の損失で、前年度繰越利益剰余金を加減しました当年度未処理利益剰余金につきましては646万9,292円となっております。その他の項目につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、令和5年度更別村簡易水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。10ページをお開きください。2、工事、(1)、建設工事の概況のア、建設改良工事でございます。道営営農用水事業負担金ほか全6工事を実施し、工事請負費の合計は8,505万805円となっております。

次に、11ページになります。3、業務の(1)、業務量、中ほどにあります供給単価は172円95銭、給水原価は179円44銭で、前年度比較20円62銭の減となっております。給水原価の減につきましては、主に人件費や修繕費のほか、中札内村との共同施設に係る維持管理負担金が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、13ページをお開きください。5、その他、(1)、水道使用料の収入状況につきまして、現年度分と滞納繰越分を合わせました収入済額は7,911万1,816円、収入未済額につきましては688万6,622円で、収納率は91.99%となっております。なお、8月末現在の収入未済額は16万7,530円、収納率は99.81%となっており、引き続き収納に努めているところでございます。その他の項目につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、決算附属明細書でございます。14ページをお開きください。1、令和5年度更別村簡易水道事業キャッシュ・フロー計算書の(1)、業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、事業の運営に係る現金収支を表しておりますが、412万8,673円の資金が増加してございます。

(2)、投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、建設事業などに係る現金の収支で、資本的支出のうち企業債以外の項目に関する現金の収支を表しておりますが、4,531万1,990円の資金が減少してございます。

(3)、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、企業債の借入れと償還に係

る現金の収支を表しておりますが、2,863万9,566円の資金が増加しております。

以上を合計しました本年度の資金は1,254万3,751円の減少で、資金期末残額は8,092万8,496円となっております。

なお、収益費用と資本的収入支出の明細書は15ページから23ページに、固定資産明細書は24ページに、企業債明細書は25ページに、その他参考資料は26ページから28ページに掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で更別村簡易水道事業特別会計の決算につきまして補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 13ページ、ただいま説明いただきましたけれども、収入未済額の関係で8月末までで、大体16万円ほどの未済額があるという説明がありましたけれども、これについて現年度分と滞納繰越分と分けて説明いただけますか。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、令和5年度の収入未済額の状況でございます。まず、現年度分につきましては収入未済額2万1,800円、収納率につきましては99.97%となっております。滞納繰越分につきましては14万5,730円、収納率につきましては97.87%となっております。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 今、現年度分が2万1,800円ということで説明がございました。この金額については何件分の金額になるのか、その辺、説明いただきたいと思います。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 現年度分の滞納額2万1,800円につきましては、2名の滞納額となっております。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 説明ありがとうございます。2名の方がまだ未済になっているということでございます。当然、水道料につきましては皆さんきちんと支払われているということなので、今後も、この未済額についてはきちんと回収できるように努めていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 ほか、ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、別冊になります。公共下水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、認定第6号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について補足説明をさせていただきます。

本会計につきましても、地方公営企業法に基づく決算書類と決算附属書類による構成となっており、消費税につきましても決算報告書は税込み方式により、その他の財務諸表などは税抜き方式により作成をしております。

それでは、決算書1ページをお開きください。1、令和5年度更別村公共下水道事業決算報告書、(1)、収益的収入及び支出の収入でございます。第1款下水道等事業収益の決算額は1億4,411万640円、第1項営業収益の決算額は8,876万8,252円、第2項営業外収益の決算額は5,533万9,886円、第3項特別利益の決算額は2,502円となっております。次に、支出です。第1款下水道等事業費用の決算額は1億8,056万4,162円、第1項営業費用の決算額は1億7,428万8,778円、第2項営業外費用の決算額は627万5,384円、第3項予備費の支出はございません。

次に、2ページをお開きください。(2)、資本的収入及び支出の収入でございます。第1款下水道等事業資本的収入の決算額は1億499万9,200円、第1項企業債の決算額は2,860万円、第2項出資金の決算額は6,201万5,000円、第3項負担金の決算額は591万4,200円、第4項補助金の決算額は847万円となっております。次に、支出の第1款下水道等事業資本的支出の決算額は9,860万9,579円、第1項建設改良費の決算額は5,016万8,588円、第2項企業債償還金の決算額は4,844万991円となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。2、財務諸表、(1)、令和5年度更別村公共下水道事業損益計算書です。1、営業収益の(1)、下水道等使用料は下水道、農業集落排水施設、個別排水処理施設の使用料など、(2)、一般会計負担金は繰入れ基準による一般会計からの繰入金となっており、営業収益は8,418万158円。2、営業費用の(1)、管渠費は公共汚水ますの修繕など、(2)、処理場費は浄化センター等の維持管理委託料や光熱水費など、(3)、総係費は職員人件費など、(4)は浄化センター施設や管路等施設の減価償却費で1億6,721万5,363円、差引きの営業利益は8,303万5,205円の損失となっております。

3、営業外収益は、一般会計からの繰入金及び長期前受金戻入が主なもので、5,658万8,339円。4、営業外費用は、企業債の支払利息や特定収入分の消費税を雑支出として計上したものなどで1,052万4,939円、営業外収益と営業外費用の差引き4,606万3,400円に営業利益を加減しました経常利益は3,697万1,805円の損失でございます。ともに勘定科目からの振替等であります。5、特別利益847万2,502円と6、特別損失1,503万3,378円の差引きは656万876円の損失となっております。以上から、当年度純利益につきましてもは4,353万2,681円の損失で、前年度繰越利益剰余金を加減しました当年度未処分利益剰余金につきましてもは2億1,202万1,993円のマイナスとなっております。その他の項目につきましてもは、お申しを願いたします。

続きまして、令和5年度更別村公共下水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。10ページをお開きください。2、工事、(1)、建設工事の概況のア、建設改良工事です。更別村個別排水処理施設新設工事第1工区から第4工区を実施し、計10基の合併処理浄化槽を設置してございます。

次に、11ページになります。3、業務、(1)、業務量、1)、公共下水道事業、表の下に掲載しております汚水処理単価は172円85銭、汚水処理原価は322円95銭となっております。2)、農業集落排水事業、12ページをお開きください。汚水処理単価は182円14銭、汚水処理原価は459円39銭で、前年度比較112円27銭の増となっております。増となりました主な理由につきましては、経費等に係る消費税を計上する勘定科目であります仮払い消費税が増加したことによるものでございます。3)、個別排水処理事業の汚水処理単価は91円41銭、汚水処理原価は203円26銭となっております。

14ページをお開きください。5、その他、(1)、下水道等使用料の収入状況でございますが、3月末現在の現年度分と滞納繰越分を合わせました収入済額は5,023万7,279円、収入未済額は303万8,388円で、収納率は94.30%でございます。なお、8月末現在の収入未済額は6万1,834円、収納率は99.88%となっており、引き続き収納に努めているところでございます。その他の項目につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、決算附属明細書です。15ページをお開きください。1、令和5年度更別村公共下水道事業キャッシュ・フロー計算書、(1)、業務活動によるキャッシュ・フローでは1,282万6,133円の資金が減少、(2)、投資活動によるキャッシュ・フローでは2,423万2,686円の資金が減少、(3)、財務活動によるキャッシュ・フローでは4,217万4,009円の資金が増加してございます。

以上を合計しました本年度の資金は511万5,190円の増加で、資金期末残額は6,211万8,220円となっております。

なお、収益費用と資本的収入支出の明細書は16ページから25ページに、固定資産明細書は26ページに、企業債明細書は27ページから28ページに、その他参考資料は29ページから31ページに掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で更別村公共下水道事業特別会計の決算につきまして補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 14ページ、先ほどと同じ質問になるのですが、収入未済額が8月末現在で6万円ほどということなのですが、これの現年度分と、それから、過年度繰越分、分けた額、説明いただけますか。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、まず、下水道から申します。まず、現年度分は滞納者1名、収入未済額が1,104円、収納率は99.99%でございます。滞納繰越額が滞納者5名、収入未

済額が5万8,780円、収納率は97.84%です。続きまして、農業集落排水施設、現年度分の収入未済額はございません。収納率は100%でございます。滞納繰越分としまして1名、1,950円、収納率は98.55%でございます。続きまして、個別排水処理施設です。現年度分、滞納繰越分とも収入未済額はございません。いずれも収納率は100%となっております。

以上でございます。

○議 長 ほか、ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各特別会計の歳入歳出決算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で各特別会計の歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

続いて、204ページ、財産に関する調書に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、財産に関する調書について補足説明を申し上げます。

204ページをお開きください。公有財産集計表、1、土地の部、(1)、行政財産は、決算年度末現在高1,518万3,623平方メートルで、決算年度中213平方メートルの減となっております。山林(保安林)2,739平方メートルの減は、その他への分類替えで2,526平方メートルの減、分筆及び実測による面積修正で213平方メートルの減となっております。その他2,526平方メートルの増は、山林(保安林)からの分類替えによるものでございます。

(2)、普通財産は、決算年度末現在高288万9,166平方メートルで、決算年度中2万2,989平方メートルの増となっております。宅地2万1,521平方メートルの増は、花園プラムタウン分譲用地購入で3万517平方メートルの増、分筆に伴う面積修正で44平方メートルの増、公衆用道路への用途変更で7,572平方メートルの減、その他への分類替えで1,468平方メートルの減です。その他1,468平方メートルの増は、宅地からの分類替えによるものでございます。

(2)の1、山林、立木の推定蓄積量は3,904立方メートル増で、決算年度末現在高は26

万1,100立方メートルとなっています。

205ページ、206ページをお開きください。2、建物の部、木造は決算年度末現在高1万8,883平方メートルで、決算年度中17平方メートルの減、非木造は決算年度末現在高5万6,450平方メートルで、決算年度中464平方メートルの増となりました。合計で決算年度末現在高7万5,333平方メートル、決算年度中447平方メートルの増となりました。木造の行政財産、公共用財産、小学校17平方メートルの減は、更別小学校屋外トイレの用途廃止によるものでございます。非木造の行政財産、公共用財産、その他の施設464平方メートルの増は、更別村国民健康保険診療所増築によるものでございます。

207ページ、208ページをお開きください。3、基金につきましては、208ページの集計を御覧ください。土地開発基金の決算年度末現在高は2億746万3,509円で、決算年度中増減高は4,171円の増となり、債権または債務はありません。財政調整基金など一般会計12の基金の決算年度末現在高は51億3,455万2,822円で、決算年度中増減高は1億421万1,786円の減となりました。債権は1,048円で、合計は51億3,455万3,870円です。特別会計の国民健康保険事業基金及び介護保険事業基金の決算年度末現在高は1億7,097万6,476円で、決算年度中増減高は3,055円の増となりました。債権は1,191万2,000円、債務は484万2,935円で、合計は1億7,804万5,541円です。総計で55億2,006万2,920円となり、前年度比較9,713万4,447円の減となりました。

なお、各基金の詳細は、令和5年度基金管理運用状況調を提出させていただいておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

209ページ、210ページをお開きください。4、有価証券は、決算年度末現在高3,042万円で、増減はありませんでした。

5、出資による権利は、決算年度末現在高4,159万9,536円で、増減はありませんでした。

その他は、北海道備荒資金組合の積立金です。決算年度中増減高は523万466円の増で、全額超過納付金が増額となっています。普通納付金配分金の振替で300万円の増、超過納付金配分金で223万466円の増、決算年度末現在高は13億2,917万5,249円となりました。

211ページをお開きください。7、物品は、1個または1組の取得価格が30万円以上の物品を掲載しています。車両で乗用自動車、大型スクールバス等の処分により4台減、乗用自動車、スクールバス等の購入により8台増、差引き4台の増となっています。雑機械及び器具でデジタルカメラ、ガス回転釜、健診データ分析ソフト、歯科診療台等の処分で15台減、ガス回転釜、歯科用ユニット、トレッドミル、自動血球計数CRP測定装置等の購入で13台増、差引き2台の減となっています。工作物でカマンベールチーズ用熟成庫、プレハブ冷蔵庫、冷凍庫、食器消毒保管庫の処分で4台減、石油暖房機、ゴーダチーズ用熟成庫、プレハブ冷蔵庫、冷凍庫、除菌電解水給水器等の購入で7台増、差引き3台の増となっています。

8、無体財産権は、著作権が1増となっており、十勝管内18町村により十勝版図柄入りナンバープレートデザインの著作権を取得したことによるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

- 議 長 説明が終わりました。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 以上で財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これから、認定第1号 令和5年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。

これから、本件について採決を行います。

認定第1号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。

これから、本件について採決を行います。

認定第2号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和5年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。

これから、本件について採決を行います。

認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件につ

いて討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから、本件について採決を行います。

認定第4号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから、本件について採決を行います。

認定第5号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから、本件について採決を行います。

認定第6号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については認定することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 1時42分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6年 9月17日

更別村議会議長

同 議員

同 議員